

青少年インターネット環境整備法に係る 検討事項について

2026年3月31日

青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討WG

新WGの進め方（案）

こどもとのセッション

第1回：済

- ・現状の整理
- ・「課題と論点の整理」論点1（法目的、理念）、論点2（SNS規制）
- ・今後の進め方

第2回：本日

- ・「課題と論点の整理」論点3（リテラシー）（総務省、文部科学省から現状説明）
- ・「課題と論点の整理」論点4（青少年有害情報）
- ・工程表の進捗状況（こども家庭庁等）

第3回：

- ・第1回・第2回の御議論のまとめ
- ・第1回こどもとのセッション及びこどもへの意見聴取の御報告
- ・ヒアリング（クリエイター、事業者）

第4回：

- ・「課題と論点の整理」論点3（フィルタリング）
 - 総務省からWGの議論（工程表の進捗状況）を報告
- ・「課題と論点の整理」論点5～8（事業者役割リバランス、実効性）
 - ヒアリング（学識者等）
- ・工程表の進捗状況（経済産業省等）

第5回：

- ・「課題と論点の整理」論点5～8（事業者役割リバランス、実効性）
- ・工程表の進捗状況（消費者庁等）

第6回：

- ・「課題と論点の整理」論点5～8（事業者役割リバランス、実効性）+ 残る論点
- ・中間整理案
- ・工程表の進捗状況（内閣府等）

第7回：

- ・中間整理 P

第1回：3/24

- ・SNS規制についてどう思う？

第2回：

- ・大人の議論（WGの議論）についてどう思う？

1. 第1回・第2回の御議論まとめ・・・・・・・・・・ 3項
2. 第1回こどもとのセッション及びこどもへの意見聴取の御報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 19項
3. 次回の検討事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 39項

1. 第1回・第2回の御議論まとめ

2. 第1回こどもとのセッション及びこどもへの意見聴取の御報告

3. 次回の検討事項

総論

- 制度全体として、昨今のネット利用環境変化に伴うリスクの多様化を踏まえたものに変えていくべきとの御意見が多数だった。
- ✓ 青少年有害情報の閲覧（受信リスク）に主眼をおいた記載から、幅を持たせたものへ変更
- ✓ フィルタリングについては、あくまでも手段の1つという位置づけへ変更
- また、民間主体の取組を尊重しつつも、民間事業者の取組の実効性をしっかりと担保できる仕組みが必要ではないかとの御意見をいただいた。

諸外国SNS規制

- 諸外国のSNS規制については、以下のような視点で様々な御意見をいただいたところ、引き続き諸外国における議論・制度を丁寧に見つつ、我が国として子ども達を何のリスクから守るべきか、子どもにとって何が最善かという視点で議論を継続する。
- ✓ 規制について議論するにあたっては、SNSのリスクの特定と分析が必要
- ✓ 規制の実効性の視点（年齢認証の必要性や正確性等）
- ✓ こどもの権利との関係（SNSが居場所となっている子どもがいることも踏まえるべき等）

リテラシー向上

- 今後のリテラシー向上の在り方の大きな方向性については、
 - ①技術保護手段のレベルと逆相関関係で考えるべき（リテラシーが高ければ技術保護手段のレベルは低くてもよく、リテラシーが低ければ技術的保護手段のレベルを高くする必要がある）
 - ②大人より子供の方がよく知っている前提で考えるべき
 - ③一律に同内容を教えることができるようにするべき（国としての方針も必要）といった御意見をいただいた。

- また、教材等の在り方については、
 - ①豊富な教材等をより効果的に使うことを考えるべき（ターゲットにしっかり届ける等）
 - ②教材等の随時アップデートや作成主体の関係省庁の連携が必要

- その他、
 - ①情報活用能力のための教育も同時並行で検討すべき
 - ②G I G A 端末の使用も含めた様々な利用環境を踏まえて検討すべき
 - ③現在の情報空間におけるリテラシーの課題は全政府的な課題であり、関係省庁間の連携が不可欠といった御意見をいただいた。

青少年有害情報

- 例示規定については、現行の例示の範囲では狭いのではないかという御指摘をいただいた
 - ✓ 違法情報を青少年にとって有害かどうかという観点で捉えなおした上で有害情報に位置づけるべきではないか
 - ✓ 現状の例示規定がコンテンツの記載になっているところ、コミュニケーションについても追加すべきではないか
 - ✓ 情報だけでなく、機能についても同様に、ある程度有害な機能として例示をする必要があるのではないか
- 一方で、例示の内容を法律で定義することは難しいのではないかとの御意見をいただいた
 - ✓ 年齢や発達段階によって有害の範囲が異なり、外延が特定できない
 - ✓ ネット環境は早く、一律定義するとそうした環境の変化に対応ができない
- 範囲や規定の在り方については、いずれもその規定に基づき何をするのかということと密接に関連しているため、事業者等に求める措置内容とともに改めて議論すべきという方向性でまとめていただいた

いずれの論点についても、第4回以降の「事業者の役割リバランス」にかかる議論を踏まえて、改めて方向性をまとめていくのが良いのではないか。

オーストラリアにおけるSNS規制の議論について

- オーストラリアにおいては、**Online Security Amendment (Social Media Minimum Age) Bill 2024**において、特定のソーシャルメディア・プラットフォームに対して、**16歳未満の子どもがアカウントを保持することを防止するために合理的な措置を講じる義務を導入**。

規制の背景

- ・ デジタルプラットフォームの役割と機能は急速に発展しており、ソーシャルメディアによる危害への懸念は国内外で大きな焦点となっている。これには、**ジョナサン・ハイトの著書『The Anxious Generation』の出版、そしてウェイクリー刺傷事件のような危機的事案においてソーシャルメディアが果たした顕著な役割**が背景にある。
- ・ 一般に、13歳未満の子どもはアカウント登録できないが、これは米国の「**児童オンライン・プライバシー保護法 (Children’s Online Privacy Protection Rule: COPPA)**」に準拠した**世界的プラットフォーム側の自主的制限であり、オーストラリアの規制によるものではない**。また、**年齢詐称などにより容易に回避できる**とも指摘されている。
- ・ **ソーシャルメディア最低年齢の導入は国民的支持を集める**ようになり、**連邦政府、野党、州首相、複数のメディアなどが相次いで支持を表明**した。南オーストラリア州政府は、元オーストラリア高等裁判所長官ロバート・フレンチ氏を任命し、ソーシャルメディア利用年齢制限に関する独立法的検討を行わせ、同報告書は2024年9月に公表された。

主な論点

① ソーシャルメディアは子どもにとって有害なのか

- ・ ソーシャルメディアには広く認識されているリスクがあり、とりわけ子どもは十分な技能・経験・認知的成熟度を欠くため、リスクが増大するとされる。オーストラリア子ども longitudinal study の分析では「**SNS の利用頻度増加は抑うつ症状の増加と関連する**」とされているが、**因果関係は確定できないと明記されている**。
- ・ 一方で、**ソーシャルメディア利用による利益も存在し、UNICEF Australia の研究では若年利用者の81%が「生活にプラス」と回答している**。同時に、**ヘイトスピーチ、暴力的内容、自傷関連コンテンツへの遭遇率の高さも指摘**されている。
- ・ 総じて、**ソーシャルメディア利用の影響は個別性が高く、リスクが必ずしも害に直結するわけではないとされる**。

(備考) オーストラリア議会在が2024年11月25日に公表した“Online Safety Amendment (Social Media Minimum Age) Bill 2024”をcopilotにより翻訳したものに基つき、こども家庭庁成育局安全対策課において作成。

主な論点

②禁止措置はどのように実施されるのか

- ・本法案は、プラットフォームがどのように年齢制限を実施するべきかについての詳細を定めていない。
- ・また、ARSMP（年齢制限付きソーシャルメディア・プラットフォーム）の提供者が「年齢制限されたユーザーがアカウントを持つことを防止するために合理的な措置を講じなければならない」と規定している一方で、「合理的な措置」が具体的に何を意味するのかは、法案には定義されていない。
- ・オンライン安全法27条(1)のeSafetyコミッショナーの機能に、「年齢制限されたユーザーがアカウントを持つことを防止するための合理的措置に関するガイドラインを文書で策定すること」を追加するとしているが、このガイドラインは立法文書ではなく、議会による否認の対象とはならない。

③すべてのユーザーが年齢確認を必要とするのか

- ・2024年11月5日の上院推計委員会の審議によれば、ARSMPの全アカウント保持者は年齢確認を行う必要があり、対象は16歳未満の利用者だけではないと説明されている。

④子どもは年齢制限を回避するのか

- ・ARSMP提供者が「年齢制限されたユーザーがアカウントを持つことを防止するために合理的措置を講じる」という義務のみを課しており、16歳未満の子どもがコンテンツにアクセスすること自体を禁止しているわけではない。また、保護者などが子どもにアクセスを与えることに対しては罰則が存在しない。
- ・さらに、VPNや代替サービスなどを利用した年齢確認回避の可能性が指摘されている。また、eSafetyコミッショナーは、年齢制限を回避してSNSを利用する子どもは、安全性の低い非主流サービスに流れ、より高いリスクに晒される可能性があると懸念している。制限中心のアプローチは、若者が危害に遭った際に信頼できる大人へ相談する意欲を低下させる要因にもなり得るとされる。

主な論点

⑤子どもの権利と共同設計（co-design）

- ・「ソーシャルメディアとオーストラリア社会に関する合同特別委員会」で証言した**複数の証人は、子どもの権利条約（CRC）を引用した。オーストラリア人権委員会は、CRCのいくつかの重要条項を強調し、特に12条を指摘した。**同条は次の内容を含む：
 1. 自らの意見を形成し得る能力のある子どもは、その意見を自由に表明する権利を有し、その意見は子どもの年齢と成熟度に応じて正当に考慮されなければならない。
 2. この目的のために、子どもは、自身に影響を及ぼすすべての司法的・行政的手続において、直接または代理人・適切な機関を通じて意見を述べる機会を与えられなければならない。
- ・一方で、本法案の人権適合性声明では、次の点が主張されている：

「本法案はプラットフォームの行動を制限・処罰するものであり、子ども自身の行動を制限するものではない……表現の自由に関わる権利が影響を受ける範囲においては、その制限は合理的・必要かつ比例的であり、子どもの最善の利益を促進し、子どもを害から保護するためのもの」
- ・また委員会は、次のように勧告している：

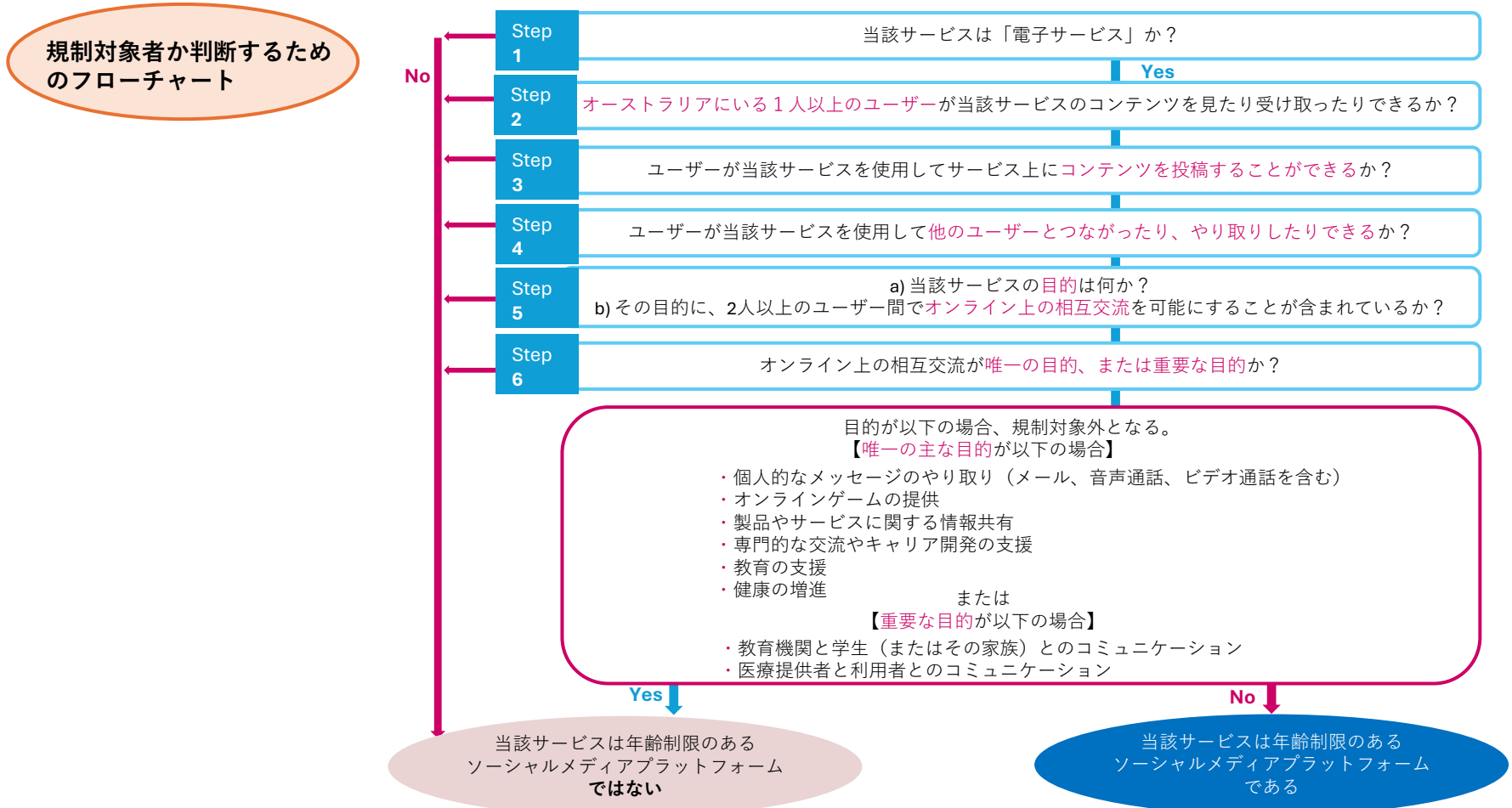
「若者に影響を与える政府の規制枠組みの特徴は、若者と共同設計（co-design）されるべきである。」

⑥Safety by design（セーフティ・バイ・デザイン）

- ・若者のソーシャルメディア利用にはリスクが存在する点については幅広い合意がある。2024年11月14日、政府は「デジタル・デューティ・オブ・ケア（Digital Duty of Care）」を立法化する意向を発表し、デジタルプラットフォームに対し、オンライン上の危害を未然に防止する積極的義務を課す方針を示した。
- ・これは、eSafetyコミッショナーが推進する「Safety by Design」の考え方と整合的である。

オーストラリアのSNS規制対象の判断基準について

- オーストラリアのSNS規制対象事業者の判断フローは以下のとおり。
- 現状、対象となるのは以下10サービス。
TikTok,X,Instagram,YouTube,Facebook,Threads,Snapchat,Reddit,Kick,Twitch
- なお、Youtubeについては当初法案において個別に規制対象外とする条文があったが、eSafety Commissionerの複数の報告書や勧告を踏まえて、オーストラリア政府はYouTubeも他のSNSと同様のリスクとみなす判断をしたため、当該条文が削除された模様。



ミネソタ州におけるSNS規制の議論について

- ミネソタ州（アメリカ）においては、SNS事業者に対して、“MENTAL HEALTH WARNING LABEL”を義務づけ（2026年7月1日発効）。
- これにより、ユーザーがソーシャルメディア・プラットフォームにアクセスするたびに警告が表示される（本警告は、プラットフォームから退出するか、危害の可能性を認識し、その危険にもかかわらず進むことを選択するときのみ消える。）
- 警告は、ソーシャルメディア・プラットフォームにアクセスすることによる潜在的な負の精神健康への影響についてユーザーに警告した上で、潜在的な負の精神健康への影響に対処するためのリソースへのアクセスをユーザーに提供し、さらに「全国自殺予防および精神健康危機ホットライン制度のウェブサイトおよび電話番号」を含めなければならない。

規制の背景

- ・ ソーシャルメディアの使用が、うつ病、不安、孤独、自傷、自殺念慮、摂食障害、その他あらゆる種類の深刻な精神的健康状態に関連しているという証拠が非常に明確。（ザック・スティーブソン議員）
- ・ 長時間のソーシャルメディア使用が、子どもや若者の精神的健康の悪化、摂食障害の増加、ボディイメージ問題につながると示す研究がある。（前アメリカ公衆衛生局長官のヴィヴェック・マーシー）
- ・ ミネソタ州ヘイスティングス出身のデビン・ノーリングは、19歳だった2020年、Snapchatで購入した薬を過剰摂取して死亡した。遺族であるブリジット・ノーリングは、「歯痛と深刻な偏頭痛の治療のためにパーコセットだと思っていた薬を飲んだ後、2020年に薬物過剰摂取で亡くなった。彼は、地域の別のティーンがSnapchatで販売していた薬を入手した。」として、「もしデビンが警告を見たり、『ねえ、これはあなたがオンラインで直面することだよ、あるいはあなたは長くいすぎるよ』と言うような何かがあれば、彼は、自分がそこに長くいすぎることを認識し、電話を置いてほかのことをしようとしたと思います。」と述べた。

（備考）ミネソタ州政府が公表する情報及び報道情報をcopilotにより翻訳したものにに基づき、こども家庭庁成育局安全対策課において作成。

（ミネソタ州政府）<https://www.revisor.mn.gov/statutes/cite/325M.335>

（MPR NEWS）<https://www.mprnews.org/story/2025/07/14/minnesota-law-to-require-mental-health-warnings-on-social-media>

（CBS NEWS）<https://www.cbsnews.com/minnesota/news/minnesota-social-media-warning-label-law/>

主な論点

① ソーシャルメディアの有害性について

(規制に肯定的な意見)

- ・ 95.1%の13-17歳のこどもがほぼ恒常的にソーシャルメディアを使っており、ギャロップ社の調査では平均4.8時間を使っていると報告されている。いくつかの研究は、ソーシャルメディアの過度な使用とメンタルヘルスへの直接的な悪影響、具体的には、孤独、憂鬱、不安、睡眠障害、記憶障害、摂食障害、自傷、自殺願望すらありうることを示している。(ザック・スティーブソン議員)
- ・ 我々はタバコ会社に未成年が喫煙しないような取組を頼ることはないし、酒会社がこどもが飲酒するかどうかを任せないし、放火犯に火を消させない。ならば、なぜソーシャルメディアにこどもを守るためのルールを作らせるのか。(SAVE、自殺防止に取り組む支援団体)

(規制に否定的な意見)

- ・ ソーシャルメディアがメンタルヘルスに悪影響なことについて何の科学的同意もない。より科学的な研究が必要だ。これは事実ではなく政治的な意見だ。(NetChoice、事業主団体)

② 規制のあり方について

- ・ ソーシャルメディアの広告主について考えるとき、その多くがテレビや広告をだせない小規模事業者だ。すでに銃やたばこ、THC in cannabis (薬物)などを扱うことは禁止されているように、ソーシャルメディアプラットフォームには厳しい規制がある(過度な規制への懸念)。また、こどもの使用時間は制限すべきだが、この法案はすべてのユーザーに規制をしている(規制の範囲への懸念)。(議員)
- ・ この法案では、すべての年齢の人にWarning labelを表示する必要があるが、これは、特にこどもに効果がある。ただ、大人にも同じように害がある以上、大人も知るべきだ。この法案は大人がプラットフォームにアクセスすることには何の制限も付していない。ほんの少しの情報を提供するだけだ。もっといえば、ポップアップが週に1回でるだけだ。どれほどの時間を1週間にスクリーンを見ているのか(それに比べれば些細なものだ)。自分がスマホを使う権利には全く干渉していない。(ザック・スティーブソン議員)
- ・ 科学的根拠がないのはうそだ。十分な証拠がある。学校に行けばわかる。これまで消費者保護の観点から詐欺や偽の広告ラベルについて審議していたが、これらと同じような(厳格な)罰則を設けるべきではないか。(議員)

主な論点

③アメリカ合衆国憲法修正第1条（表現の自由）との関係について

- ・スピーチは根源的にカロリーや他の規制製品とは異なる。アメリカは憲法において表現の自由が守られている。政府が新聞やブログに、市民に特定の記事を読まないよう説得するような警告表示を義務付けることが適当なのか？むしろ政府は、若い人に教育すべきであり、特に親が子どもをどのように守るかを考えるべき。（NetChoice、事業主団体）
- ・（NetChoiceは、）ソーシャルメディアとタバコは同じではないといていたが、どちらも依存性がある話だ。（ここにある）モンスター缶（エナジードリンク）にも、「子どもや、カフェインに過敏な人、妊婦等には摂取は推奨されない」と警告が書いてある。Warning labelは憲法の観点から問題と考えるか？（議員）
- ・憲法違反というのは、どんな試みにもよせられるソーシャルメディアの典型的な反応だ。文字通りなんにでも同じことを言う。たとえ警告ラベルを表示している商品があまたあることを横に置くとしても、warning labelは表現そのものを規制しているものではない。実際にこれまでもデータプライバシー等のソーシャルメディアに影響のある法案を多く通している。（ザック・スティーブソン議員）

（備考）ミネソタ州議会（House Commerce Finance and Policy Committee）における2025年3月20日会議の映像情報及びyoutubeにおける文字起こし情報を基に、子ども家庭庁成育局安全対策課において作成。

<https://www.youtube.com/watch?v=pAK-re154Mg>

(参考) ミネソタ州における“MENTAL HEALTH WARNING LABEL”の条文

325M.335 MENTAL HEALTH WARNING LABEL.

Subdivision 1.Warning label required. (a) Effective July 1, 2026, **a social media platform must ensure that a conspicuous mental health warning label** that complies with the requirements under this section:

(1) appears each time a user accesses the social media platform; and

(2) only disappears when the user: (i) exits the social media platform; or (ii) acknowledges the potential for harm and chooses to proceed to the social media platform despite the risk.

(b) A mental health warning label under this section must:

(1) in a manner that conforms with the guidelines established under subdivision 2, warn the user of potential negative mental health impacts of accessing the social media platform; and

(2) provide the user access to resources to address the potential negative mental health impacts described in clause (1) and include the website and telephone number of a national suicide prevention and mental health crisis hotline system, including but not limited to the 988 Suicide and Crisis Lifeline.

(c) A social media platform is prohibited from:

(1) providing the warning label exclusively in the social media platform's terms and conditions;

(2) including extraneous information in the warning label that obscures the visibility or prominence of the warning label; or

(3) allowing a user to disable a warning label, except as provided under paragraph (a).

Subd. 2.Content of label. (a) By March 1, 2026, the commissioner of health, in consultation with the commissioner of commerce, must develop guidelines for social media platforms that contain appropriate requirements for the warning labels required under this section. The guidelines must be based on current evidence regarding the negative mental health impacts of social media platforms. The commissioners must review and revise the guidelines as appropriate.

(b) The commissioner of health is exempt from chapter 14, including section 14.386, when implementing this subdivision.

(参考) ミネソタ州における“MENTAL HEALTH WARNING LABEL”の条文

325M.335 精神的健康の警告ラベル。

サブディビジョン1. 警告ラベルの要求. (a)2026年7月1日より有効に、ソーシャルメディア・プラットフォームは、本節の要件に従う顕著な精神的健康警告ラベルが以下を満たすことを確保しなければならない：

- (1) ユーザーがソーシャルメディア・プラットフォームにアクセスするたびに表示されること；および
- (2) 次の場合にのみ消えること：(i) ユーザーがソーシャルメディア・プラットフォームを退出するとき；または(ii) ユーザーが害の可能性を認識し、リスクにもかかわらずそのソーシャルメディア・プラットフォームに進むことを選択するとき。

(b)本節のもとに置かれる精神的健康の警告ラベルは以下を満たさなければならない：

- (1) サブディビジョン2のもとで確立されるガイドラインに従う方法で、ソーシャルメディア・プラットフォームにアクセスすることによる潜在的な否定的精神的健康影響についてユーザーに警告すること；および
- (2) (1)号で述べられる潜在的な否定的精神的健康影響に対処するためのリソースへのアクセスをユーザーに提供し、全国的な自殺予防および精神的健康危機ホットライン・システムのウェブサイトおよび電話番号を含むこと（ただしこれに限定されず、**988 Suicide and Crisis Lifeline** を含む）。

(c)ソーシャルメディア・プラットフォームは以下をしてはならない：

- (1) 警告ラベルをソーシャルメディア・プラットフォームの利用規約の中だけに提供すること；
- (2) 警告ラベルの可視性または顕著性を曖昧にする不要な情報を警告ラベルに含めること；または
- (3) ユーザーが警告ラベルを無効化することを許可すること（ただし(a)項で規定される場合を除く）。

サブディビジョン2. ラベルの内容. (a)2026年3月1日までに、保健コミッショナーは商務コミッショナーと協議し、本節のもとで要求される警告ラベルに関する適切な要件を含むガイドラインをソーシャルメディア・プラットフォーム向けに策定しなければならない。ガイドラインは、ソーシャルメディア・プラットフォームの否定的精神的健康影響に関する現在の証拠に基づかなければならない。コミッショナーらは、必要に応じてガイドラインを見直し、改訂しなければならない。

(b)保健コミッショナーは、本サブディビジョンを実施する際、**CHAPTER 14 (14.386条を含む)** の適用を受けない。

- 2024年2月、**デジタルサービス法** (DSA : Digital Services Act) が、EU加盟国内で全面適用開始。
- イノベーションを促進し、基本的権利が効果的に保護される、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境のための規則を定めることで、仲介サービスのための域内市場の適正な機能に寄与することが目的 (第1条)。
- 事業者がどこに事業所を有するかにかかわらず、域内に所在する利用者に対して提供されるサービスであれば対象 (第2条)。

1 対象事業者

仲介サービス事業者 (SNSなどの**オンラインプラットフォームサービス**も含む)

※ オンラインプラットフォームサービスのうち、一部の事業者を「**超大規模オンラインプラットフォーム**」(VLOP)や「**超大規模検索エンジン**」(VLOSE)として指定し、上乗せ規制。

* **Very Large Online Platform** : オンラインプラットフォームサービスのうち、EU域内での利用者が4,500万人以上 (EU域内人口の10%) のサービス

Very Large Online Search Engine : オンライン検索エンジンサービスのうち、EU域内での利用者が4,500万人以上 (EU域内人口の10%) のサービス

2 規制内容

- ✓ EU 内に利用者があるすべてのオンラインプラットフォーム (従業員が 50 人未満で年間売上高が 1,000 万ユーロ未満の小規模企業を除く) に対し、司法機関や行政機関からの**違法コンテンツに関する措置命令への対応**や**未成年者の保護措置**等を行うことを義務付け。 ※有害コンテンツは対象としていない。
- ✓ **超大規模オンラインプラットフォーム等に対し上乗せ規制あり** (例 : **リスク評価**(そのサービスを通じて違法なコンテンツが広まるリスクなど) ・**リスク低減措置**の実施、違法コンテンツ及びシステムリスク (例 : **偽情報**) **対策**のための行動規範策定等)

3 監督・執行

- ✓ 基本的には、加盟国の認定機関 (デジタルサービスコーディネーター : 多くの加盟国で通信庁を認定) による監督・執行。ただし、VLOP/VLOSEに対する監督・執行は欧州委員会が担う。
- ✓ 欧州委員会にてVLOP/VLOSEによるDSA違反が決定された場合、前会計年度における **全世界年間売上高の6%を超えない制裁金が課される可能性あり**。

- デジタルサービス法（DSA）は、**オンライン上の未成年者の保護のために、事業者が適切かつ相応の措置を講ずる義務を規定**（第28条第1項）。欧州委員会は、その支援のためのガイドラインを発行することが可能（同条第4項）。
- 2025年7月14日、欧州委員会は、比例原則と適切性、子どもの権利保護、プライバシー・安全性・セキュリティの設計への組み込み、年齢に応じた設計、の4原則に基づくガイドラインを提示。

<本ガイドラインにおいて定められている措置（例）>

項目	措置の具体的内容
年齢確認	<ul style="list-style-type: none"> オンラインプラットフォームにおける未成年者のプライバシー、安全性、セキュリティを高い水準で確保するため、利用者の年齢確認措置（年齢確認又は年齢推定）をとる。 ※年齢推定は補完的位置づけ。
保護設定のデフォルト化	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者のアカウント設定に、プライバシー、安全性、セキュリティを設計段階から組み込む原則を一貫適用する。 未成年がアカウント作成するときは、リスクを低減するため、関連する保護設定をデフォルトとする。（例：全て不可（未成年者がアップロードまたは共有した情報・コンテンツの取得、未成年者の活動の閲覧）、事前に承認したアカウントのみ可能（未成年者の投稿・コンテンツ・アカウント情報の閲覧、未成年者とのDM）、機能オフ（ジオロケーション、マイク、写真へのアクセス、カメラ、連絡先同期、不要な追跡機能、動画の自動再生、ライブストリームのホスト機能、プッシュ通知（コア睡眠時間中は常時オフ）） 登録（アカウント作成）が不要な場合にも、リスクを考慮した設定をすべき。
インターフェース設計	<ul style="list-style-type: none"> 無限スクロール機能、動画自動再生、人工的・欺瞞的通知（人為的なタイミング、他の利用者の偽装、ソーシャル通知、稀少性緊急性を伝える通知）、仮想報酬等、主として利用者のエンゲージメントを目的とした機能に未成年が晒されないようにする。 効果的な時間管理ツールを実装する。 AI機能は、未成年者へのリスク評価を行った上で要件に従って提供する。（例：簡単にオフにできる、リスクを警告する、AI使用の誘導・誘引禁止、サービスやコンテンツ購入の誘引での使用禁止）

＜本ガイドラインにおいて定められている措置（例）＞（つづき）

項目	措置の具体的内容
レコメンダーシステム及び検索機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク評価に基づくレコメンダーシステムの定期的なテスト、未成年者の特定のニーズ・特性・障害・追加のアクセシビリティ要件の考慮・年齢層への配慮、プラットフォーム外での行動データの収集禁止、利用者の行動よりも明示的な好みを優先したレコメンド。 ・ 有害・危険なコンテンツを推奨しない（例：非現実的な美やダイエットの促進、メンタルヘルス問題の美化・軽視、差別的、過激主義、暴力の描写や未成年者の危険な活動への参加の促進）、違法なコンテンツの拡散または未成年者に対する犯罪行為の助長を可能にしない。 ・ 未成年者に有害なコンテンツに結び付くことが知られている検索用語（特定の単語、スラング、ハッシュタグ、絵文字など）をブロックする。
利用者による管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推奨フィードの完全リセット機会の提供、プロフィールに基づかないレコメンデーションオプションの提供
モデレーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害コンテンツと有害行動について、専門家等と協力して事業者自身が明確かつ透明に定義（違法コンテンツと違法行動が含まれるべき） ・ ポリシー及び手続きの確立、人間による審査の確保、十分なトレーニング・リソース、24/365の対応、常時待機、加盟国公用語での対応、リスク軽減措置の導入、プラットフォーム上のAIへの対応、他のプラットフォームやステークホルダーとの協力、モデレーション関連情報の共有、監視の義務付けの禁止。
利用者支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不審、違法、または不適切なコンテンツ、アカウント、行動に遭遇し、不快に感じた場合に、支援を求めることができる支援ツール（ブロックやミュートを含む）を用意する。 ・ サイバーいじめ等を回避するため、SNS上でのグループ参加は、招待の通知を受け、そのグループへの参加に明らかな同意を示した場合にのみ可能とする。 ・ デバイスやOSに関係なく、また容易に使用できる保護者向けツールを提供する。
商業的慣行からの保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告であることの明確かつわかりやすい表示、有害・非倫理的・違法な広告からの保護。 ・ 過剰な量・頻度の、または推奨される商業コンテンツからの保護。 ・ AIシステム（チャットボット等を含む）による誘導の禁止。 ・ 有害な製品やサービスのマーケティングやコミュニケーション、隠蔽・偽装された広告、ダークパターン、仮想通貨・アイテム、ガチャ等の禁止。

1. 第1回・第2回の御議論まとめ
2. 第1回こどもとのセッション及びこどもへの意見聴取の御報告
3. 次回の検討事項

こどものSNS利用やAI利用について

報告資料

こどもまんなか
こども家庭庁



青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ

2026年3月11日（水）～3月25日（水）アンケート開催

2026年3月24日（火）セッション開催

目次

1. 開催概要
2. SNS利用について
3. AI利用について
4. インターネット利用全般について



1. 開催概要

セッションの概要

テーマ内容	S N S利用やA I利用について
アンケート方法	対面
アンケート期間	2026年3月24日（火）
調査対象者	中学生、高校生年代の方
参加者数	・ 中学生：2名（中学2年生 2名） ・ 高校生年代：7名（高校1年生 5名、高校2年生 2名） 計9名
質問内容	<p><SNSについて></p> <ol style="list-style-type: none">1. どのようなSNSを使っていますか？2. SNSを利用して良かったと思うとき、幸せを感じるこ、便利だと思うのは、どんな時ですか？3. SNSを利用して困っていることや嫌なこと、不便なことはありますか？4. SNSの年齢制限は、必要だと思いますか？不要だと思いますか？また、年齢制限が「必要」と思う場合は、何歳以下のSNS利用を制限したほうがよいと考えるかも教えてください。（中学生向け）5. オーストラリアのようにSNSを年齢で一律に区切る一律規制とアメリカ合衆国ユタ州のようにSNSは使えるが利用時間を規制する一部規制それぞれについてどう考えますか？（高校生年代向け）6. 他国の規制と比較して日本の対応はどうかあるべきだと思いますか？（高校生年代向け）7. 家庭や学校ではどのような対応が必要だと思いますか？ <p><生成AIについて></p> <ol style="list-style-type: none">1. 生成AIを利用していますか？どのようなものを利用していますか？また、どんな場面で利用していますか？2. 生成AIを利用して困ったり、周囲が利用していて問題だと思うようなことはありますか？3. 生成AIのメリットとデメリットをどう感じますか？4. 10年後、AIは学校や仕事でどう使われていると思いますか？5. AIとどう付き合うべきだと思いますか？AIの正確性を中高生の皆さんはどう捉えていますか？ <p><インターネット利用全般について></p> <ol style="list-style-type: none">1. こどもが安全にインターネットを利用するためにはどのような対策が必要だと思いますか？

アンケートの概要

テーマ内容	S N S利用やA I 利用に関する調査
アンケート方法	WEBアンケート
アンケート期間	2026年3月13日（金）～25日（水）
調査対象者	ぷらすメンバーのうち、中学生、高校生年代の方
回答数	・ 中学生：14名（中学1年生 4名、中学2年生 3名、中学3年生 7名） ・ 高校生年代：17名（高校1年生 9名、高校2年生 2名、高校3年生 6名） ・ その他：1名 計32名
質問内容	<p><SNSについて></p> <ol style="list-style-type: none">1. どのようなSNSを使っていますか？2. SNSを利用してよかった、便利だ、と思うのはどんな時ですか？3. SNSを利用して困っていること、イヤだったことはありますか？4. SNSが使えなくなったらどんなことが困りますか？5. SNSの利用について年齢制限は必要だと思いますか？不要だと思いますか？6. 5を選んだ理由を教えてください。また、年齢制限が「必要」と回答した場合は、何歳以下のSNS利用を制限したほうがよいと考えるかもお答えください。 <p><生成AIについて></p> <ol style="list-style-type: none">7. 生成AIを利用していますか？どのようなものを利用していますか？8. 生成AIをどのような場面で利用していますか？9. 生成AIのメリットとデメリットをどう感じますか？ <p><インターネット利用全般について></p> <ol style="list-style-type: none">10. インターネットを安全に使うために「こうだったらいいのに」と思うことがあれば書いてください。

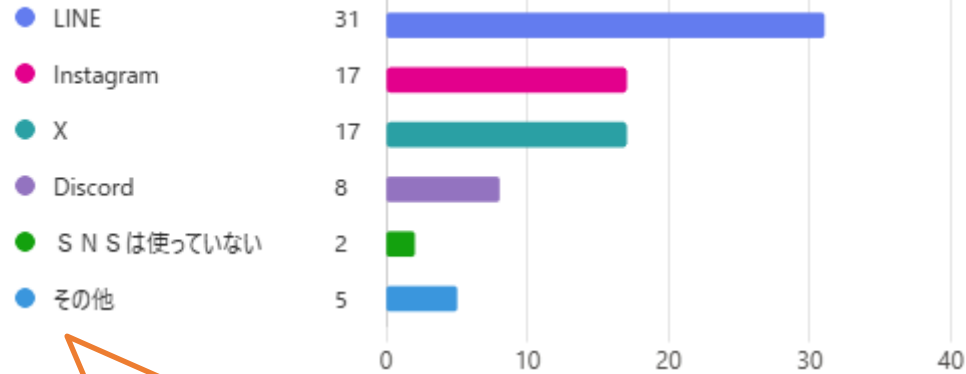
2. SNS利用について

① 中高生が利用しているSNSについて



どのようなSNSを利用している？

アンケート結果



BeRealやFacebookを利用しているという声も。

セッションの参加者には、SNSで何らかの発信をしている人は少ないようだった。

セッションでの意見

LINE

X

Instagram

Discord

BeReal

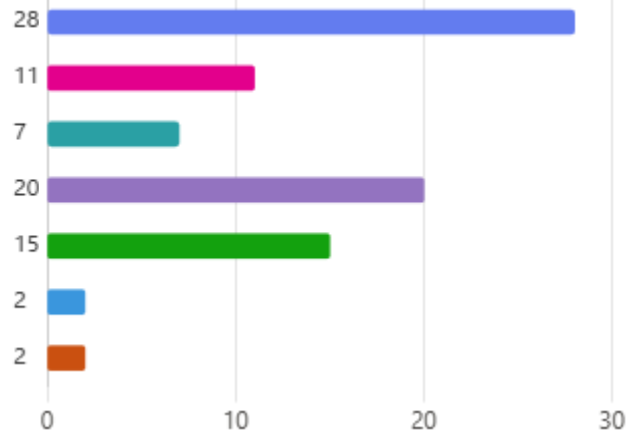
② SNS利用のポジティブ面について



SNSを利用してよかった、便利だ、と思うときは？

アンケート結果

- 自分の興味のある情報を手に入れた時
- 共通の趣味の友だちができたとき
- 悩みを相談できたとき
- 遠くに住んでいる友達と気軽に連絡ができるとき
- 推し活をしているとき
- 特にない
- その他



「フォロワーが増えた」
「発信力が上がった」
「家族と簡単に連絡が取れる」という声も。

セッションでの意見

世の中のことを
知れるとき

人とつながれるとき

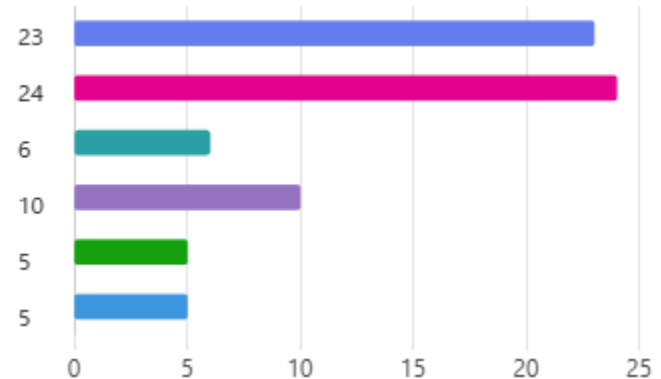
趣味の情報を
入手できるとき

SNSが使えなくなったら
どんなことが困る？



アンケート結果

- 今までできていたコミュニケーションがとれなくなる
- 情報検索ができなくなる
- 情報発信ができなくなる
- ひまつぶしができなくなる
- 新しい友人ができなくなる
- その他



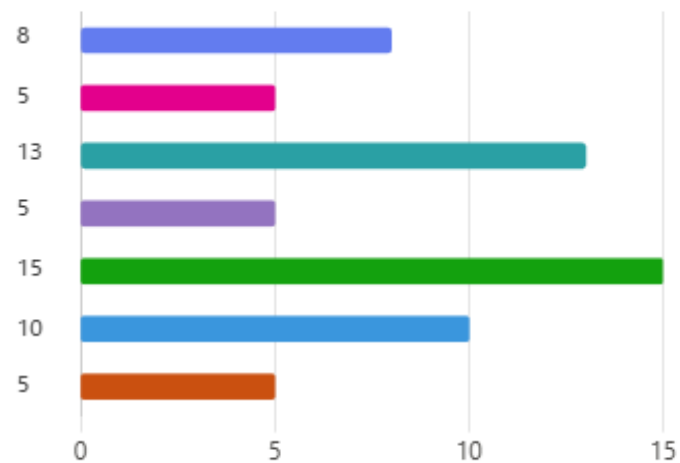
③ SNS利用のネガティブ面について



SNSを利用して困っていること、イヤだったことは？

アンケート結果

- 相手から嫌なことを言われたり、誹謗中傷されたりするとき
- 写真が許可なくアップされてしまうとき
- 意図しない言葉の受けとられ方をされたりするとき
- LINEとかでの仲間外れ
- いつSNSを終わらせるかやめ時がわからない（夕飯やお風呂の時間など）
- 特にない
- その他



「友人に勘違いをされ、疎遠になった」
「アップしたものが完全に消したいときに削除できない」
「誰かの投稿に対して批判するコメントや無断転載を見た」
「なりすましをされた」
という声も。

セッションでの意見

非公開アカウントなのによくわからないアカウントからフォローリクエストが来る。

ネット依存は身近にも多い。なかなかスマホの利用をやめられず夜に寝ていない子もいる。ネット依存は重大な問題。

誹謗中傷が多いアプリもあると聞く。

痩せてる方が良い、などの偏見を見ると自己肯定感が下がることもある。

SNS上の情報と自分と比べてしまう。

文面のみではニュアンスが伝わりづらい。

④ SNS利用の年齢制限について



SNSの年齢制限は必要？

セッション及びアンケートでは、SNS利用に関する年齢制限について、一律の規制の是非ではなく、**年齢に応じた段階的な対応や、アプリ・コンテンツの性質に応じた配慮を求め**るなど、**意見に幅が見られた**。
なお、対象が中学生・高校生であったことから、**自分より下の年齢層（特に小学生以下）の利用を念頭に置いた意見が目立つ**傾向があり、小学生以下を対象とした場合には、異なる結果が得られる可能性がある点に留意が必要である。

セッションでの意見

小学生でもネットに依存気味な子どもが増えている。
年齢規制（小学生以下）が必要。

小学生は学校や公園で直接話すことを重視すべき。

アプリごとに制限した方が
良いと思う。

暴力的なものなど、
年齢に適さないコンテンツは制限すべき。
年齢に合わせたコンテンツを
表示するようにした方が良い。

メンタルヘルス、鬱、依存
の問題があると思う。
段階的な制限をすると良い。

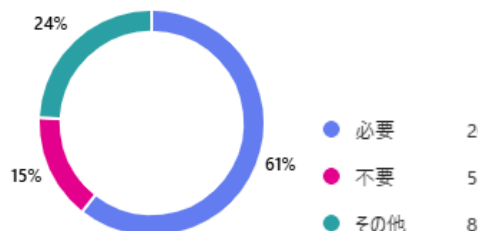
学校におけるいじめは
チャットが原因なことが多い。
小学生はSNSを使うべきではない。
中学から徐々に制限を解除していくべき。

小学生の妹はSNSを利用して楽しそう。
いきなり制限をなくすと辞められなくなる。
少しずつ制限を解除していく必要があると思う。
うまく工夫すべき。

年齢的にSNSを見れる子と
見れない子がいると
孤立する子どもでてるのではないか。

④ SNS利用の年齢制限について

アンケート結果



年齢制限が「必要」と回答した人の中では、「15歳以下を制限すべき」とする意見が**最多**であった。

具体的な年齢を明示した回答者のうち、**約7割**が「**自分より下の年齢**」を制限すべきと回答。

学年別に見ると、**高校生**では**全員**が「**自分より下の年齢**」を制限すべきと回答。

中学生では**約4割**が「**自分より下**」、**約6割**が「**自分の年代まで**」も含めて制限を支持しており、意見が分かれた。

若年層のメンタルヘルスに悪影響を与えることが確認されつつあり、高い中毒性が現実での努力を阻害する。

SNSを使うことによってその分液晶画面をじっと見るが増えるので、健康にも良くないと思う。

友だち同士でSNSのせいでけんかをしたり、SNSにさそわれなくて悲しい思いをしている人が多いと感じる。

小学生は、分別がついていないので、誤った情報を信じやすく、また、人を傷つける発言や身バレするような発言をしかねない。

小学生は、地元の学校に通っている人が多いと思うので、家に帰ってからも学校の友達とわざわざSNSをする必要がないと思う。

メリットとデメリットがあるから決められない。

一律規制ではなく、必要性が認められる場合のコンテンツ毎の子どもを含めた国民理解に基づく規制。

子どもは未熟で知識経験ともに乏しいためトラブルに巻き込まれやすいが、完全に制限すると生活に困るので、一定の年齢では保護者のフォロー追加の承認を必要にするなどすべき。

年齢に関わらず使い方がわかっていれば必要ないと思う。

もっとSNS上から悪い人を排除する方法があると思う。善良にSNSを使っている子どもたちからSNSを取り上げる前にやることがあると思う。

正しい使い方を教える人が周りにいけば問題ない。

個人の自由である。自由の侵害は違憲につながるのでは。

各国で言われているような、強制的な規制は間違っている。これは同意を取らないものだ。

ネットリテラシーやモラルの教育は必須。

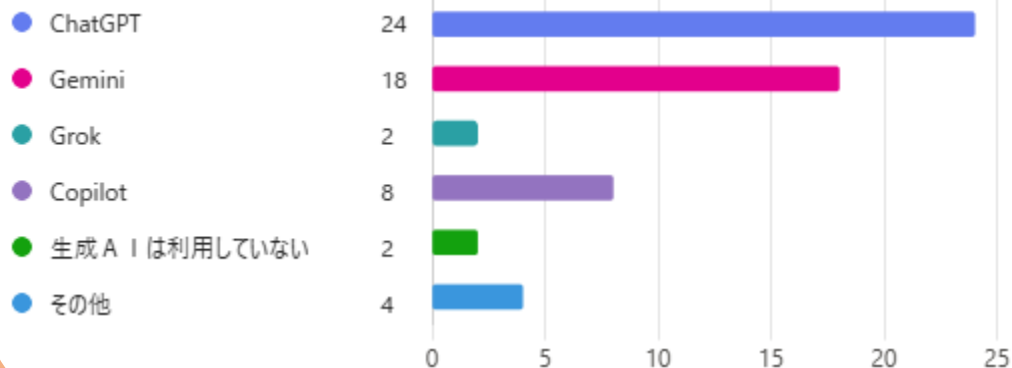
3. AI 利用について

① 中高生が利用しているA Iについて

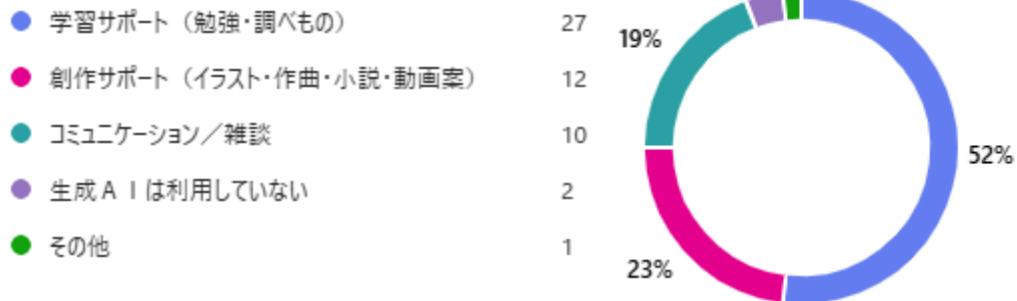


生成A Iを利用してる？
どのような場面で利用してる？

アンケート：利用している生成A I



アンケート：生成A Iを利用する場面



セッション：生成A Iを利用する場面

英検のライティングの添削。

委員会のポスター制作。
デザインの提案をしてくれる。

タロット占い。

悩み相談。全肯定してくれる。

学校紹介の原稿作り。

料理のレシピを考えてもらう。

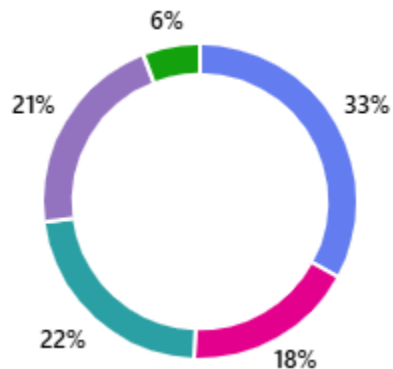
②生成A I 利用のメリット・デメリットについて



生成A I 利用のメリット・デメリットは？
生成A I 利用の問題も教えて！

アンケート結果

- 【メリット】効率的に作業ができる 28
- 【メリット】自分のペースで気をつかわなくていい 15
- 【デメリット】あまり自分で考えなくなる 19
- 【デメリット】悪用する人がいるから困る 18
- その他 5



セッションでの意見

生成A I によって著名人を騙ったフェイク動画が作られているのは問題。ファクトチェックが必要。

生成A I を使いすぎると自分の想像力がなくなる。

イラストのA I 学習を禁止しているイラストレーターもいる。自分で描いたのに炎上することもある。規制が必要。一方で生成A I のイラストで稼いでいる人もいるため、メリット・デメリット共にある。

不確かな情報も多く、公式の情報と違いこともある。

アニメなどの創作物に対しては規制すべき。仕事の効率化にA I を利用するのは賛成。生成A I をなくすべきか、活用すべきかはわからない。

4. インターネット利用全般について

① インターネットを安全に利用するために



インターネットを利用するリスクは？
インターネットを安全に利用するためには
どのような対策が必要だと思う？

アンケート結果

いいねしかできないSNSサービスを学生向けに作る。

生成AIで生成したものは、
AIだと公言させられるようにすべき。

有害な広告を表示しないようプラットフォームに義務づける。

公式サイトには国からの許可得たら認証バッジつけていたり、
些細な誹謗中傷でもコメントを削除してもらえるようにしてほしい。

利用する側だけではなく、提供する側も
安全な運営をしてほしい。

小学生のうちからインターネット・SNS・生成AIの
適切な利用方法に関する授業を行うべきだと思う。

セッションでの意見

小学校低学年の子が
課金をしたと聞いたことがある。
設定の工夫が必要。

大人が先に学ぶべき。
今は子どもが大人に使い方を教えている。
制限がかけられることを大人に教えるべき。

過去のことを掘り返されるので、
考えないうちにSNSを利用するのは危険。

TikTokを取っている場所や通行人に
モザイクをかけないなど、
情報リテラシーの問題が目立つ。
SNSを使用できる年齢になる前に
講座などで詳しく使い方を伝える必要がある。

こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

第2章 こどもの居場所づくりに関する基本的事項

2. こどもの居場所の特徴

- ・ 立地や地域性、技術の進歩などの影響を受けるものであること
（略）また、インターネットの普及や通信技術の進歩によって、SNSやオンラインゲームの空間が居場所となったように、今後の技術の発展が新しい居場所をつくる可能性もある。

4. 本指針の性質等

（2）対象となる居場所の範囲

（略）居場所づくりを目的としていない場も結果としてこどもの居場所となることがある。例えば学校は、多くのこどもにとっての重要な居場所となっており、営利活動としての塾や習い事、SNSやオンラインゲームなどの活動、ショッピングモールなども、こども・若者によっては貴重な居場所となっていることもある。これらの場や活動は、居場所づくりを目的として行われているものではないが、結果としてこどもの居場所となっており、こうした場や活動についても、本指針で記されている内容が当てはまる部分については、その内容を十分に踏まえることが期待される。

第3章 こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

5. 「みがく」～こどもにとって、より良い居場所となる～

（5）環境の変化に対応した居場所づくり

オンラインゲームやSNSなど、デジタル空間を居場所と感ずるこども・若者も多くなっている。

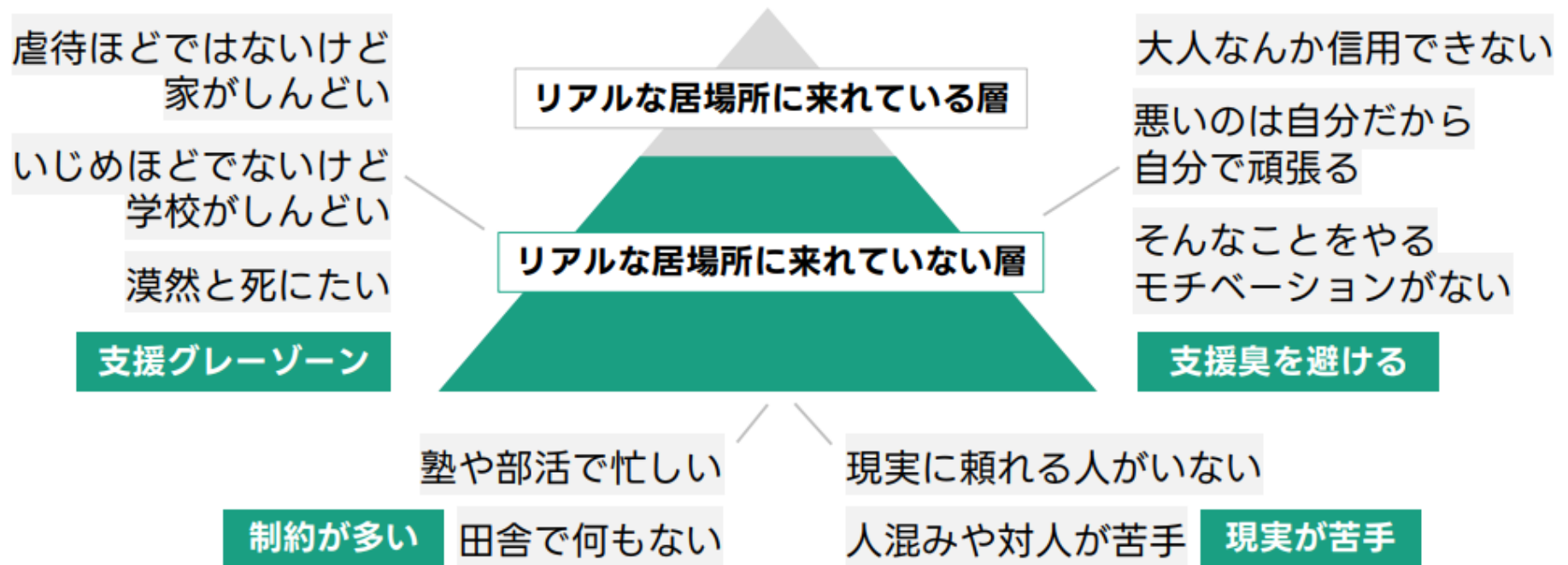
（略）オンラインゲームやSNSなどは、おとなや利用者同士の不適切な関わりなどのリスクが強調されがちであるが、こども・若者をこうしたリスクから守りつつ、その有用性について理解を深めていく必要がある。

利用者

リアルな居場所や支援では繋がるのが難しいこども若者 支援グレーゾーン・制約が多い・現実が苦手・支援臭を避ける

繋がることの困難度を高める要素は複合的に持つ。

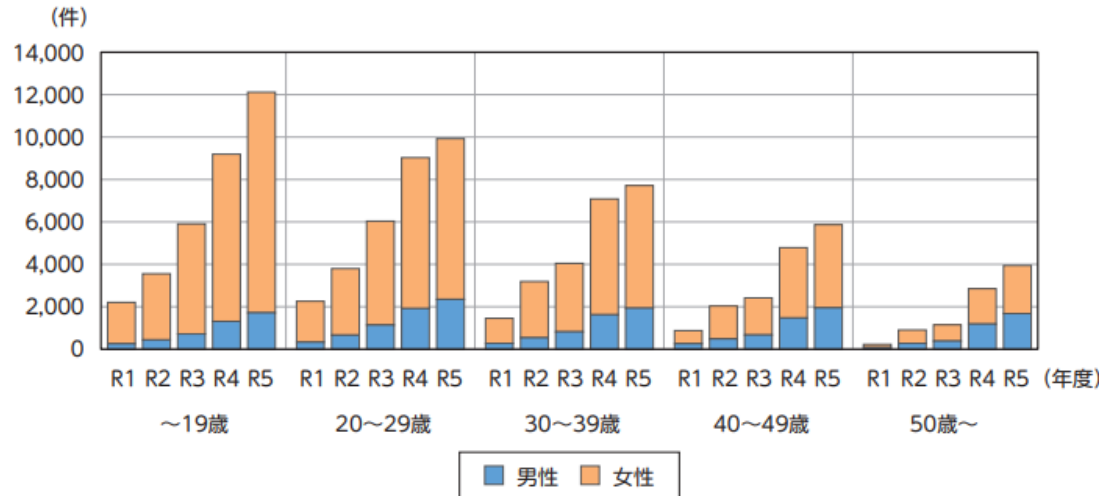
この層は、リアルな居場所や支援にはなかなか繋がらない。または繋がっても離脱しやすい。



子ども・若者のSNS相談について


- 厚生労働省「令和7年版自殺対策白書」においては、特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクにおけるSNS相談事業の傾向を取り上げており、その中で、SNS相談について以下のように指摘している。
 - ・ 年齢階級が低くなるほど相談件数が多い傾向にあり、特に、年度が直近になるほど「～19歳」の相談件数が増加している。いずれの年齢階級においても女性に比して男性の相談件数が少なく、特に「～19歳」で少ない。
 - ・ SNSはコミュニケーション手段として広く浸透しており、SNS相談は自殺に関する悩みを抱える者の相談手段としても重要な役割を果たしている。

図表2-25 性別、年齢階級別、年度別にみたSNS相談事業における相談件数（ライフリンク）




資料：ライフリンク資料より厚生労働省作成

1. 第1回・第2回の御議論まとめ
2. 第1回こどもとのセッション及びこどもへの意見聴取の御報告
3. 次回の検討事項

 検討事項論点3 — 総務省より検討状況御報告
※工程表進捗状況の御報告（総務省主務担当）をかねる

 検討事項論点5

 工程表進捗状況の御報告（経済産業省主務の論点について）

 ヒアリング実施予定
・ 仙台大学 齋藤長行 教授

<課題>

スマートフォンの普及等に伴い、青少年を取り巻くリスクが非常に多様化してきている中で、青少年インターネット環境整備法が時代にあわなくなっている。

<論点>

- 1 法の目的(第1条)や理念(第3条)について、現在の状況に鑑みてその妥当性をどう考えるか。また、こども基本法やこどもの権利条約、ウェルビーイング概念との関連付けをどう考えるか。
- 2 諸外国では法律等により一律に青少年の使用を規制する動きもみられている一方で、我が国で同様の法令整備を行うことについてどのように考えるか。
- 3 リスクの多様化に対して、整備法で定められる方策、すなわち、①教育・啓発活動の推進(第3章)、②フィルタリングの推進(第4章)の二軸による対応で十分といえるか。**現行法上、フィルタリングは「青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム」と定義されているところ、この機能を求める枠組みで十分か。また、その前提として、どのような「リスク」を整備法の射程と捉えるべきか。**
- 4 法第2条第4項における「青少年有害情報」について、諸外国の対応状況等も注視しながら、多様化してきたリスクに対応する形で、例えば、例示の範囲を拡大させる、同項各号の例示を定義とする等についてどう考えるか。
- 5 **現行において義務が課されている携帯電話事業者と、それ以外のSNSや動画共有サービス、アプリストア、ゲーム、ライブ配信等のプラットフォーム事業者を含むステークホルダー間の役割分担のリバランスが必要であることについてどう考えるか。**
- 6 法第21条ないし第23条の特定サーバー管理者の努力義務の履行をより促し、あるいはさらなる法的対応を行うことを含め、誰がどのようなリスクに対応してどのような対応を担うのか、諸外国の例、国内の法令による対応を踏まえつつ、実態の把握を行うとともに、これを踏まえた検討を進めることについてどう考えるか。
- 7 一定規模のSNS等のプラットフォーム事業者を含む特定サーバー管理者に対して、様々な年齢確認方法、例えば携帯電話事業者からの年齢情報の提供や、AIによる年齢判定等を求めることについて、実現可能性や諸外国の例を見極めつつ、その是非、法的根拠をどう考えるか。
- 8 法における規律の実効性を確保するための仕組みの必要性をどう考えるか。

(◎こども家庭庁、総務省、経済産業省)

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）

（定義）

第二条

9 この法律において「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。第十六条及び第十九条において同じ。）をいう。

10 この法律において「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するための役務又は青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによって青少年有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。

検討事項

- 現行法における「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」及び「青少年有害情報フィルタリングサービス」の定義の範囲と、携帯電話事業者等が提供しているフィルタリング（アプリフィルタリング含む）、OS事業者によるペアレンタルコントロール、その他の保護サービス機能について、提供主体とその内容、及びカバーしている（すべき）リスクの整理が必要ではないか。
- また、議論のスコップとしては、スマートフォン以外のインターネット接続機器（テレビやPC、ゲーム機等）についても利用実態やリスクを踏まえて、必要な対応を整理してはどうか。
- これらを踏まえて、法第十三条から第二十三条に定められている規定の具体的な見直しの方向性について検討してはどうか。

各条文に関連するプレイヤー及びサービスについて

条項	関連するプレイヤー	関連するサービス
第13条 携帯電話インターネット接続役務 提供事業者等の青少年確認義務	MNO <ul style="list-style-type: none"> ・ (株)NTTドコモ (docomo) ・ KDDI(株) (au) ・ ソフトバンク(株) (SoftBank) ・ 楽天モバイル(株) (Rakuten Mobile) 	第15条 サービス提供義務 及び 第16条 有効化措置義務 において提供されているサービス
第14条 携帯電話インターネット接続役務 提供事業者等のフィルタリング 説明義務 	MVNO <ul style="list-style-type: none"> ・ (株)インターネットイニシアティブ (IIMio) ・ (株)ビックカメラ (BIC SIM) ・ (株)オプテージ (mineo) 	MNO <ul style="list-style-type: none"> ・ あんしんフィルター (for docomo/for au/for SoftBank) ・ i-FILTER (Rakuten Mobile)
第15条 携帯電話インターネット接続役務 提供事業者のフィルタリングサービス 提供義務	MVNO <ul style="list-style-type: none"> ・ (株)インターネットイニシアティブ (IIMio) ・ (株)ビックカメラ (BIC SIM) ・ (株)オプテージ (mineo) ・ JCOM(株) (J:COM MOBILE) ・ イオンリテール(株) (AEON MOBILE) 	MVNO <ul style="list-style-type: none"> ・ i-FILTER (IIMio、BIC SIM、mineo) ・ あんしんフィルター (for J:COM) ・ イオンモバイルセキュリティPlus (AEON MOBILE)
第16条 携帯電話インターネット接続役務 提供事業者等のフィルタリング有効化 措置実施義務		
第17条 インターネット接続役務提供事業者の 義務 	(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天 モバイル(株)、JCOM(株)、UQコミュニケーションズ(株)、(株)イン ターネットイニシアティブ	ドコモ光、auひかり、SoftBank 光、Rakuten Turbo、J:COM光、Broad WIMAX、IIMio
第18条 インターネット接続機器の 製造事業者の義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Apple Inc. (iPhone・iPad・Macbook) ・ Google LLC (Google Pixel・Chromebook) ・ Microsoft Corp. (Surface・Xbox) ・ ソニー(株) (Xperia・PlayStation) ・ 任天堂(株) (Nintendo Switch) ・ シャープ(株) (AQUOS) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクリーンタイム (Apple) ・ ファミリーリンク (Google) ・ Family Safety (Microsoft) ・ PlayStation Family (SONY) ・ Nintendo みまもり Switch (Nintendo)
第19条 OS開発事業者の努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Apple Inc. (iOS) ・ Google LLC (Android) ・ 任天堂(株) (Nintendo Switch) ・ ソニー(株) (PlayStation) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Apple ウェブコンテンツや利用時間等の制限 (スクリーンタイム/ファミリー共有) ・ Google ウェブコンテンツや利用時間等の制限 (Digital Wellbeing/ファミリーリンク) ・ PlayStation Family (SONY) ・ Nintendo みまもり Switch (Nintendo)
第20条 青少年有害情報フィルタリング ソフトウェア開発事業者の努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルアーツ(株) (i-FILTER、あんしんフィルター-for SoftBank) ・ ネットスター(株) (あんしんフィルター for docomo/for au) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ i-FILTER ・ あんしんフィルター (for docomo/for au/for SoftBank)
第21条、第22条、第23条 特定サーバー管理者の努力義務 ほか 	LINEヤフー(株)、Google LLC、X Corp.、Meta Platforms、 Inc、ByteDance	LINE、YouTube、X、Instagram、TikTok

「事業者間の役割リバランス」について

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）

第四章 青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務）

第十三条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、役務提供契約（既に締結されている役務提供契約（以下この項において「既契約」という。）の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあっては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、あらかじめ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年でないことを確認したときは、当該相手方に対し、当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

3 携帯電話端末等を青少年に使用させるために役務提供契約を締結しようとする者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による確認を行う場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、その旨を申し出なければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務）

第十四条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合にあつては当該青少年に対し、役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあつては当該保護者に対し、次に掲げる事項について、説明しなければならない。

- 一 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨
- 二 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第十五条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供契約の相手方又は役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

「事業者間の役割リバランス」について

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）

第四章 青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務）

第十六条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話端末等（青少年有害情報フィルタリング有効化措置（インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置をいう。以下この条及び第十九条において同じ。）を講ずる必要性が低いものとして総務省令・経済産業省令で定めるものを除く。）であって、その販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するものとして総務省令・経済産業省令で定めるもの（以下この条において「特定携帯電話端末等」という。）を販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等について、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

（インターネット接続役務提供事業者の義務）

第十七条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

（インターネット接続機器の製造事業者の義務）

第十八条 インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの（以下この条及び次条において「インターネット接続機器」という。）を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、インターネット接続機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

「事業者間の役割リバランス」について

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）

第四章 青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置

（インターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者の努力義務）

第十九条 プログラムの実行をするためにインターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置及び当該インターネット接続機器を製造する事業者の青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置が円滑に講ぜられるように、当該プログラムを開発するよう努めなければならない。

（青少年有害情報フィルタリングソフトウェア開発事業者等の努力義務）

第二十条 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、青少年有害情報であって閲覧が制限されないものをできるだけ少なくするとともに、次に掲げる事項に配慮して青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し、又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供するよう努めなければならない。

一 閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること。

二 閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくすること。

2 前項に定めるもののほか、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその提供する青少年有害情報フィルタリングサービスについて、その性能及び利便性の向上に努めなければならない。

（青少年有害情報の発信が行われた場合における特定サーバー管理者の努力義務）

第二十一条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネットを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置（以下「青少年閲覧防止措置」という。）をとるよう努めなければならない。

（青少年有害情報についての国民からの連絡の受付体制の整備）

第二十二条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備するよう努めなければならない。

（青少年閲覧防止措置に関する記録の作成及び保存）

第二十三条 特定サーバー管理者は、青少年閲覧防止措置をとったときは、当該青少年閲覧防止措置に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。